

企業年金の加入者のための運用等の見える化（開示項目）

令和8年3月31日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

企業年金の運用等の見える化の考え方

目的

加入者・受給者等や企業年金の担当者が、自社の企業年金の理解を深めるとともに、他社との比較を通じ、よりよい企業年金の運営につなげていくこと。

方法

- 開示項目は、DB制度については、毎年提出される事業報告書・決算に関する報告書の報告項目に、DC制度については、毎年R Kを通じて提出される事業主の業務報告書の報告項目に基づくものとし、分かりやすさの観点等も考慮して設定。
- 開示の方法としては、最新の事業年度の報告内容が確認できるよう集約し、インターネットサイト上に公表する。
- その際、加入者等の理解を促進する観点から、分かりやすさにも配慮して、検索性を持たせつつ、各企業年金の概要、詳細な項目等の内容のほか、他の企業年金との比較が可能となるよう留意する。

留意点

- 加入者等が、自社の企業年金の基本情報（設立・実施形態、加入者数等）の他、制度の概況やその詳細が確認できるものであること。
 - ・DB制度については、各制度の制度設計、給付実態、財政状況、資産運用状況等が確認できるものであること。
 - ・DC制度については、各制度の運営管理機関、運用商品が確認できるものであること。
- 名称のほか、設立・実施形態、加入者等の規模、資産規模等の条件により個別の企業年金を検索できること。
 - ・DB制度については、給付設計、予定利率等の条件によっても検索できること。
 - ・DC制度については、規約単位、事業所単位の検索ができるものとし、運用の方法の選定・提示を行う運営管理機関等によっても検索できること。また、運用商品を検索し、選定・提示した運営管理機関のユニバーズ公表サイトに遷移できること。
- 企業年金の情報をみるに当たっての留意点や分かりやすい用語解説等があること。
- 自社の企業年金が、他の企業年金（全体平均や性質の近い企業年金の平均的な状況等）と比較してどういった状況にあるのか、グラフ等により把握可能であること。
- 自社以外の企業年金との比較分析が可能となるよう、企業年金全体のほか、加入者数や資産の規模等の階層別のデータを示す等により統計情報を分かりやすく公表すること。

確定給付企業年金（DB）制度の開示内容

DB制度の開示項目

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	基本情報	基金名・事業所名、 <u>設立・実施形態</u> 、 <u>制度開始月</u> 、実施事業所数、加入者数	
2	制度設計	年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計、 <u>予定利率</u> 、 <u>掛金相当額（DC令第11条第2号の他制度掛金相当額）</u>	<u>年金支給期間、一時金選択の可否、給付設計は、選択式での報告とするよう様式を変更</u>
3	給付実績	給付の件数（ <u>新規の裁定件数</u> 含む）、給付総額	老齢年金、老齢一時金、脱退一時金の別
4	財政状況	積立状況（積立金、責任準備金、最低積立基準額）	責任準備金、最低積立基準額に対する積立金の率を含む
		掛金拠出状況（標準掛金、特別掛金等）、成熟度	成熟度は、給付額÷掛金額による
5	資産運用状況	運用方針（ <u>運用の基本方針</u> 、期待収益率、リスク）	運用の基本方針は、事業報告書の添付資料とする
		資産構成割合（国内外の株式・債券、一般勘定、短期資産、その他資産）、自家運用の有無、運用実績（報酬控除前後の運用利回り）	運用実績は、単年度及び5年平均
		実施体制（総幹事会社名、資産運用委員会の設置の有無、 <u>専門性の確保・向上の取組</u> 、運用コンサルタント会社の活用の有無）	

（留意点）

- ・情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、webサイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。
- ・補足説明等のためのコメント欄を設けるなど利便性を考慮して設計を行い、施行に当たっては丁寧な周知を行う。

開示対象DB

- 基金名・事業所名、制度の基本情報等は、規模によらず全DB開示対象とする（検索結果として表示される。）。
- 制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況といった概況やその詳細については、「**加入者数100名以上又は資産額10億円以上**」のDBとし、要件に満たないDBの財政情報、運用情報、給付実績等の数値に関する情報は、一律非開示情報（*表示等）とする。
- 加えて、規模要件以上であっても項目別に見たときに個人情報保護等の観点から非開示とすべき場合があると考えられるため、項目別に開示する基準を定め、当該項目について数値等を非開示（*表示等）とする。（**対象者が10人未満の場合に非開示**とする。）
- 規模要件や開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。

企業型確定拠出年金（DC）制度の開示内容

DC制度の開示項目

※青文字・下線は新規報告事項。その他の項目は既存の報告事項をもとに集約・算出等したもの。

	大項目	小項目	備考
1	制度情報	<u>規約名</u> 、規約承認番号、 <u>制度開始月</u> 、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、 <u>実施形態</u> 、運営管理機関名（ <u>商品選定・提示業務を行う機関</u> 、記録関連業務を行う機関）	
		加入者数、 <u>加入者の平均年齢</u> 、運用指図者数	
		掛金総額（事業主掛金、加入者掛金の別）、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合	
2	運用の方法・運用の指図にかかる情報	運用の方法ごとに、商品名、元本確保型か否かの分類、種類、資産額、 <u>加入者数</u> 、 <u>運用指図者数</u> 、 <u>選定年度（将来分のみ）</u> 、 <u>除外済みか否か</u>	
		<u>運用実績（運用利回り平均）</u>	各DCの全体の平均値
3	指定運用方法の状況	提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、 <u>指定運用方法の適用資産額</u> 、当該指定運用方法を選定した年度	
4	加入者資格喪失者（離転職者）の情報	加入者資格喪失者（離転職者等）に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合	
5	その他	<u>事業所の所在地（都道府県）</u>	検索項目として使用

（留意点）

・情報の利用者が趣旨・目的を十分に理解した上で活用できるよう、webサイトの構築の際には、説明や注釈を丁寧に付すなど留意。企業年金の負担にも配慮しつつ、早めの情報提供・丁寧な周知を行う。

開示対象DC

- 事業所名・規約名は、規模によらず全件開示対象とする。
- 個人情報保護等の観点から、非開示とすべき項目を定め、数値等を非開示（*表示等）とする。（**対象者が10人未満の場合に非開示**とする。開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。）